

社会課題の解決と地域の活性化に資する
イノベーションの創出促進に係る連携協定書

愛知県（以下、「甲」という。）と株式会社名古屋銀行（以下、「乙」という。）は、社会課題の解決と地域の活性化に資するイノベーションの創出促進に係る連携協定を、以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密に連携し、イノベーションプロジェクトに関する取組を強化することを通じて、当地域における絶え間ないイノベーションの創出を図り、もって社会課題の解決と地域の活性化を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、法令に反しない範囲で、次に掲げる事項について連携して実施する。

- 甲が推進する社会課題の解決と地域の活性化に資するイノベーションプロジェクトの創出に関すること
- イノベーションプロジェクトの社会実装に関すること
- その他、イノベーションの促進に関すること

（秘密保持）

第3条 甲と乙は、前条の連携事項を実施することで知り得た相手方の非公表情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。また、甲と乙は、第1条に規定する目的以外に相手方の非公表情報を使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報は、非公表情報に含まれない。

- 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- 法令により開示を求められた情報

2 甲と乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の変更および解除）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、または解除できる。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2025年1月24日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事

丸村秀章

乙 愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社名古屋銀行

取締役頭取

藤原 一朗